

期 日 令和 2年10月14日
場 所 増毛町役場 3階委員会議室

令和2年 第9回

増毛町農業委員会総会議事録

増毛町農業委員会

令和2年第9回農業委員会総会議事録

令和2年10月14日第9回増毛町農業委員会を増毛町役場3階委員会議室に招集した

	開会 午後 1時30分
1	<p>付議事項</p> <p>開会及び会議宣言</p> <p>日程1、議事録署名委員の指名について</p> <p>日程2、会議書記の指名について</p> <p>日程3、報告第 8号 非農地証明書の交付について</p> <p>日程4、報告第 9号 農地法第4条転用に係る完成届の受理について</p> <p>日程5、議案第23号 農地法第18条第1項の規定による許可申請に係る不許可指令の交付について</p> <p>日程6、その他</p>
2	委員定数11名
3	<p>出席委員11名</p> <p>1番 木谷辰彦、 2番 佐藤健一、 3番 森木信廣、</p> <p>4番 大沼清人、 5番 大嶋紀之、 6番 仙北 要、</p> <p>7番、松倉利幸、 8番 大嶋利幸、 9番 前野憲和、</p> <p>10番、嘉門宏美、 11番 仙北清孝</p>
4	<p>議事録署名委員</p> <p>5番 大嶋紀之 委員</p> <p>6番 仙北 要 委員</p>
5	<p>説明のために会議に出席したるもの</p> <p>局長 宮崎勉、次長 佐藤幸喜、係 田中一志</p>
6	<p>本会の書記次のとおり</p> <p>係 田中一志</p>
局長	それでは時間となりましたので総会を開催します。
会長	<p>天気が悪い中お集まりいただきありがとうございます。</p> <p>10月になりまして、農業の総括するのはまだちょっと早い段階でございますけれども、稲作の方は、大変品質も良く収量もそこそこあるということで今年は大変良かったなと思っております。果樹の方は、今日の強風ありますので若干落下があるかなと思っておりますが、11月入って上旬くらいまで収穫がありますので、毎年このくらいのね、風は覚悟している範囲ではないかなと思っております。</p> <p>皆さまにおかれましては、後片付けやそれから諸々の作業がまだ残っているかと思っております。今年を締めくくる上のですよね、最後まで安全にイケたらと思っております。</p> <p>またコロナの影響で今年は大変な苦勞する年でございましたが、まず来年に向けてですね、明るい年になりますようにということで祈願しながら作業を進めていきたいなと思っております。今日はよろしくお願いたします。</p>
局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日の出席は11名です。農業委員会会議運営規則6条の規定による定足数に達しています。</p>

	<p>それでは増毛町農業委員会会議運営規則第4条第1項の規定により、以降の議事進行を会長にお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは第9回増毛町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>日程1、農業委員会会議運営規則第13条第2項の規定により議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は5番大嶋紀之委員、6番仙北要委員にお願いいたします。</p> <p>日程2、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には田中一志君を指名します。なお、本総会の事務従事者として事務局長以下の関係職員を任命いたします。</p> <p>日程3、報告第8号「非農地証明書の交付について」事務局に説明を求めます。</p>
田中	<p>報告第8号「非農地証明書の交付について」</p> <p>このことについて、別紙のとおり非農地証明書を交付したので、増毛町農業委員会会長専決規程第3条の規定により総会に報告する。令和2年10月14日、増毛町農業委員会会長。</p> <p>次のページに証明書をつけていますのでご覧ください。</p> <p>申請人、住所 []、氏名 []。次の土地については、農地基本台帳に記載されている現況地目は非農地であり、農地法の適用を受けない土地であることを証明願います。1、証明を受けようとする土地の表示、土地の所在 増毛町 []。登記地目は田、現況地目は非農地。面積は8,319㎡。証明を受けようとする理由 地目変更登記手続きに必要なため。以上です。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりましたが、何かありますか？</p> <p>場所の説明とかはいいですか？</p>
田中	<p>場所は [] の奥になります。</p>
局長	<p>[] さん時代に、農地パトロールで非農地にした場所なんです。で、相続登記やって [] さんに名義変わって、最近かな、今年かな、変わって、それで本人の土地ということで地目変更したいということでの証明の申請でした。</p>
A	<p>隣は耕作してるの？</p>
局長	<p>この場所は全然手つかず。</p>
議長	<p>隣。</p>
A	<p>隣。</p>
局長	<p>隣の3枚ですかね？</p>
A	<p>写真では。</p>
局長	<p>やってません。</p>
A	<p>やってない。</p>
議長	<p>何年か前まではやってましたよね？</p>
A	<p>基盤整備でやめたんでしたっけ？</p>

局長	基盤整備とかっちゅうよりは、結構、木がおがっている状態。
A	わかりました。
議長	他に何かありませんか？
各委員	【無しの声】
議長	よろしければ次に進みます。 日程4、報告第9号「農地法第4条転用に係る完成届の受理について」事務局に説明を求めます。
田中	報告第9号「農地法第4条転用に係る完成届の受理について」 このことについて、別紙のとおり農地法第4条転用に係る完成届を受理したので報告する。令和2年10月14日、増毛町農業委員会会長。 次のページに報告書をつけていますのでご覧ください。 住所 []、氏名 []さん。先に、農地法第4条の規定により許可を受けた土地について、事業が完了したので次のとおり報告します。 記。許可年月日 令和2年2月21日。許可指令番号 第2-1号。農地転用の所在 []。転用目的 資材置場。転用面積 511㎡。事業計画、着工 令和2年5月15日、完了予定 令和2年5月30日。事業の完了日 令和2年5月18日。完成の写真は次のページからつけています。以上です。
議長	事務局から説明が終わりました。何かございませんか？
各委員	【無しの声】
議長	よろしいですか？それでは次に進みます。 日程5、議案第23号「農地法第18条第1項の規定による許可申請に係る不許可指令の交付について」本議案は、[]が当該事案の関係者となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席願います。 暫時休憩いたします。
議長	再開します。事務局に説明を求めます。
局長	議案第23号「農地法第18条第1項の規定による許可申請に係る不許可指令の交付について」 令和2年9月23日開催の増毛町農業委員会総会において審議され不許可となった議案第22号について、北海道農業会議への諮問結果を待って指令書を交付するとしていたが、北海道農業会議から諮問不要との回答があったことから別紙指令書のとおり交付する。令和2年10月14日提出、増毛町農業委員会会長。 次のページに送り状があります。 増農委号、令和2年10月15日発送予定です。[]様。増毛町農業委員会会長仙北清孝。農地法第18条第1項の規定による許可申請に係る指令書の交付について。令和2年8月18日申請の標記の件については、別添指令書のとおり不許可と決定したので通知します。増毛町農業委員会事務局。 次のページに指令書があります。 増毛町農業委員会指令第1号、令和2年10月15日。住所 []、氏名 []殿。増毛町農業委員会会長仙北清孝。令和2年8

月18日付けをもって農地法第18条第1項の規定による許可申請のあった農地の賃貸借の解除については、下記の理由により許可しません。記。当事者の氏名、申請のあった土地面積については左側が登記面積、その内、 さんが耕作している土地を除いた賃貸借の契約面積ということで書いています。不許可の理由 農地法第18条第2項各号の規定による許可基準に該当しないため。許可申請については以上です。

議長 事務局からの説明が終わりましたので審議に入ります。何かございませんか？

局長 予定では明日、簡易書留で指令書と送り状、この2枚を送る予定しています。

議長 何かありませんか？
この裏は読まなくていいの？さっき言ったか。
いいですか？

各委員 【はいの声】

議長 それでは議案第23号について裁決いたします。賛成の方は挙手願います。

各委員 【多数の挙手】

議長 挙手多数。本議案は以上のとおり決定いたしました。
暫時休憩し は席にお戻りください。

議長 再開いたします。
日程6、その他。事務局から何かありましたらよろしく願います。

局長 終わってから。

議長 終わってから。他にみなさんから何かありますか？いいですか？
本日の案件はすべて終了しました。これで第9回農業委員会総会を終了します。

閉会時刻 午後 1時50分

以上会議の顛末を記録し、相違ないことを証明するため、ここに署名する。

令和 2年10月14日

農業委員会会長 仙 北 清 孝

議事録署名委員 大 嶋 紀 之

議事録署名委員 仙 北 要